

実用新型特許に対する現有技術の抗弁

～非形状構造タイプの特徴は考慮されない～

中国知的財産権訴訟判例解説（第70回）

譚熙寧

再審申請人（一審原告、二審被上訴人）

鎮江新区恒達シリコン有限公司

再審被申請人（一審被告、二審上訴人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国では特許権侵害訴訟において無効の抗弁は認められていないが、被疑侵害製品と同一の現有技術を根拠に特許権非侵害を主張することができる現有技術の抗弁が認められている（専利法第62条）。

本事件においては、被告が提出した現有技術の結合方法と、被疑侵害製品の結合方法とが相違していたところ、この相違点の有無により現有技術の抗弁が認められるか否かが争点となった。

最高人民法院は実用新型特許は物の形状・構造等を保護対象としていることから結合方法に相違があっても現有技術の抗弁は認められると判断した¹。

2. 背景

(1) 特許の内容

譚熙寧（原告）は、矩形密封リングと称する中国実用新型特許第201020117558.5号（以下、558特許という）を所有している。558特許は2010年2月24日に国家知識産権局に出願され2010年9月29日に登録された。

争点となった558特許の請求項1は以下のとおりである。なお符号は筆者において付した。

【請求項1】

矩形密封リングにおいて、

1 最高人民法院2017年9月28日（2017）最高法民申3712号